



宮監公表第 37 号
令和 2 年 9 月 23 日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河野 まつ子
荒木 敏
上野 悦男
嶋田 喜代子



定期監査措置状況の公表について

令和 2 年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
清武総合支所 (公民館等)
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



(報告様式1)

令和2年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和2年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：清武総合支所)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
【指摘事項】 ①令和元年度及び令和2年度の使用料について、申請時に総合支所長の決裁を受けることなく減免していた(全件)。(清武地区交流センター)	①「宮崎市事務決裁規程」において、手数料、使用料の減免に関することは部長共通専決事項とされているが、実態として、事後に総合支所長決裁を受ける運用がなされてきたところである。 現在、今後の事務処理のあり方について、市民サービスの低下を招かずに、使用料減免の決裁を適正かつ迅速に行えるよう、関係部局と検討を行っており、今年度中に「宮崎市事務決裁規程」の改正を含めた見直しを予定している。

令和2年 8月25日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

